

フラッグシップ輸出産地の募集を開始します！

農林水産省では、今後、一層の輸出拡大を図るため、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定する仕組みを開始します。

1. 概要

今後、一層の輸出拡大を図っていくためには、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を見える化し、海外バイヤー等とのマッチング等を通じてその商流の拡大を図っていくとともに、これから輸出に取り組もうとする産地に対する手本として、こうした産地の取組を横展開し、輸出産地の形成を促進していくことが重要です。また、輸出産地の形成を進めていく上で輸出産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援を講じていくことが求められています。

こうした課題の下、海外の規制やニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定することとし、本日より募集を開始します。

2. 「フラッグシップ輸出産地」の認定

現在農畜産物を輸出している産地のうち、「(1)輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること」「(2)一定の量又は金額の輸出実績があること」「(3)サプライチェーンを構築し、継続的・安定的な輸出を行っていること」を全て満たす輸出産地を募集し、「フラッグシップ輸出産地」として農林水産大臣が認定します。

なお、「フラッグシップ輸出産地」として認定された輸出産地は、認定証を授与するとともに、農林水産省ホームページにおいて公表します。

3. 募集期間及び推薦方法

募集期間：

令和6年4月19日（金曜日）から令和6年5月31日（金曜日）まで

応募方法：

応募様式に必要な事項を記入後、必要な添付資料とあわせて、応募用ホームページを通じて提出してください。

「フラッグシップ輸出産地」の募集に関する詳細はこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusyutsu.html

【お問合せ先】

輸出・国際局輸出支援課輸出産地形成室

担当者：猪狩、末木、浅野、高原

代表：03-3502-8111（内線4345）

ダイヤルイン：03-6744-7172